

九州圏広域地方計画（原案）に対するご意見及びそれに対する考え方

○意見募集期間：平成28年2月26日～3月14日

○パブリックコメント意見提出総数 3名（団体含む）3件

No.	意見（または要旨）	意見に対する考え方
1	<p>平成27年8月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においては、分散型エネルギーが「コンパクト+ネットワーク」の国土構造、地域構造形成の構成要素として位置づけられ、コージェネレーションやスマートコミュニティが分散型エネルギーとして明記された。同計画において、分散型エネルギーは「地域における食料、エネルギー、資源の安定確保」「世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現」「エネルギーインフラの充実」「諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築」等の政策課題への対応策の一つとして記載されている。他方、広域地方計画は広域ブロックごとにその特色に応じた施策展開を図り、自立的に発展する圏域の形成を目指すため、地域の実情に即した地域の将来像等を定める即地的な計画の枠組みであるが、「コンパクト+ネットワーク」実現に向けてエネルギーが重要な構成要素であることは全地域共通であると認識している。以上により、本広域地方計画（計画原案）においても、エネルギーの安定供給やエネルギーネットワークの多重性・代替性確保の視点が盛り込まれ、これに資するものとしてコージェネレーションやスマートコミュニティを含む分散型エネルギーが位置付けられることを希望しており、第4章第3節（1）「九州圏を支える基幹産業の発展と活性化プロジェクト」でスマートコミュニティを、第4章第5節（1）「巨大災害等への対応力の強化プロジェクト」で分散型エネルギーを、第4章第5節（1）「環境負荷の軽減と自然環境・国土の保全プロジェクト」において、スマートコミュニティとコージェネレーションシステムを記載いただいたことを歓迎する。本計画策定後は、本計画が分散型エネルギー普及・整備に向けた具体的な施策推進へつながることを期待する。</p>	<p>本計画の実施に当たっては、九州圏を取り巻く内外の情勢変化や動向に柔軟に対応しながら、着実な推進を図るため、国、地方公共団体が適切な役割分担の下で連携し、実効性を高めてまいります。</p>

No.	意見（または要旨）	意見に対する考え方
2	<p>ダム計画は土砂の堆砂が進行し、景観、自然を破壊するもので、今後推進すべきではない。森林を整備、保全することの方が長い目でみれば、治水利水効果が良く生態系、景観、緑量の点で、ダムより優っていることは明らかである。</p> <p>今後、全世界的に、二酸化炭素濃度を低減することが、最も重要な課題になると思う。現在たった10年で、100ppmも増加し、現在400ppm程度であるが、あと50年もしたら1000ppmになるかもしれない。そうしたら、人は息苦しさで健康でいられなくなるだろう。さらに、廃棄物、有害物なども増加し、人間が健康的に生存することすら難しくなっていく。よって、今後はいかに、樹林を増加、保全していき、co2濃度を下げるかが大きな課題であり、それに触れないことはまったく時代錯誤であり、樹林面積を計画の指標として加えるべきである。よって今までのような、開発方針を保全方針にしていかなければならない。co2を固定するサンゴ礁も海面埋め立てにより、失われることがあってはならないことを計画に盛り込むべきである。有害物質をいかに無害化するか、廃棄物をいかに無くすか、ごみの埋め立てで、美しい山河と地下水が汚染されることのないように、計画に盛り込むべきである。エネルギー政策として、事故により居住地域を減らしたり、汚染物質により、除染が必要となる原子力発電に関しては、早急に中止し、転換をはかるべきであり、安全でクリーンな自然エネルギーをいかに広めるかの重要性を計画に盛り込むべきである。</p>	<p>ご意見の点については、第4章第3節（2）（農林水産業や地域産業の新たな展開）において、「九州圏の中山間地域では、戦後に植林された森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林が、その多面的機能を持続的に発揮できるよう、森林資源の循環利用や必要な森林の整備及び保全を官民一体となって進めていく必要がある。」と記述しております。また、第4章第5節（2）において、「九州圏における環境・エネルギー分野での先導的な取組を更に発展させつつ、豊かな自然の保護や再生に取り組み、自然共生社会の構築を図る。加えて、循環型社会及び低炭素型社会の構築に向けた取組を総合的に進め、持続可能な地域づくりを促進する。また、生物多様性の観点もかんがみ、環境リサイクル分野におけるごみや水処理に関する整備の強化を図る。」等と記述しております。</p> <p>エネルギー政策については、2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画に基づいて進められているところです。</p> <p>本広域地方計画の推進にあたっては、これらの各種の政府の計画等との整合性を図っていくこととしております。</p>

No.	意見（または要旨）	意見に対する考え方
3	<p>大前提であるが、知性、精神、文化、経済、国民の身体、全てが矮化する事を前提として政策を作っていたきたい。</p> <p>劣化の中にあって国土を維持するのは難しい事であるが、当方としてはこの様な大規模な計画の前に、まず低費用で対策を打てる手段として、日本各地における監視カメラでの国土監視を提案したい。街においても郊外においても、犯罪は数多く発生しており、しかもその証拠が提出出来ない事から警察は被害届も受け取らないとしている事が日常茶飯事である（警察には被害届も、更には告訴告発にもその受理義務があるのは国家公安委員会規則である犯罪捜査規範の通りである。その義務に反して被害者や告発者の訴えを黙殺するという不法行為を警察が数多く犯しており、その多くには「証拠が無い」という理由が付けられている。）。この様な事態を防ぐため、また建築物や各種設備の監視、また国土の監視を行うためにはどう考えても監視カメラでの日本全国の監視が手段として優れており、これを行わずして健全な国土発展はあり得ないと言える。この手段は非常に低費用であり（全天カメラを一定間隔で設置するのは、例えば信号用電柱を設置するよりも、ずっと低費用であろう。）、しかも他設備維持に非常に有用である（多くの場所において、例えば街灯の死活監視の負荷等がそれなりにあるが、それらの監視もこの設置により容易に行えるものになる。）。当然、ひき逃げ、器物破損、海岸線監視、山林監視、この他に殺人、集団暴行、窃盗、誘拐、その他犯罪の監視記録用にも用いる事が出来るので、この設置を行うメリットはその費用が生むデメリットを容易に上回ると思われる。（ここでプライバシーの問題云々という問題があるが、基本的に組織犯罪者はターゲットについてこれら以上の事を既に犯罪の事前調査としてストーカー的に行っている事を意識されたい。捨てたゴミの中身を見たり、窓近くに監視カメラを置いたりする様な行為に比べれば、コンビニエンスストア等の全天カメラで大まかに公道上から監視する様な行為は問題の無いものである（公道上の場合は法的にそう判断されるものでもある。）。行政が監視機能を持つ事が重要なのである。）整備計画には、まず低費用で行える国土維持のための施策を早急に行っていたきたいと考える。</p>	<p>本計画は、国土形成に係る広域ブロックの方針を定めるものであり、ご意見の点については本計画になじまないものと考えておりません。</p>